

交野市会計年度任用職員（臨床心理士、公認心理士）任用希望者登録制度 募集案内

交野市では、会計年度任用職員（パートタイム）として教育委員会で勤務していただける方を募集しています。会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として1会計年度（4月1日～翌年3月31日）内を任期として任用される非常勤の公務員です。

この制度は、あらかじめ希望する勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

【注意事項】

- ▶ご登録いただいても、希望する勤務条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。
- ▶紹介する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合があります。▶会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワークや市のHP等により直接募集することもあります。
- ▶登録制度の対象となる会計年度任用職員の職種は「臨床心理士」「公認心理士」です。

【欠格条項】

- ▶次のいずれかに該当する場合は登録することができません。
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合
- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②交野市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【登録方法】

会計年度任用職員登録用紙（以下、登録用紙）に必要事項を記載し、持参もしくは郵送してください。

○募集期間

随時募集をしています。

①持参して申し込む場合

(受付時間) 午前9時から午後5時30分まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

(場 所) 交野市青年の家2階 指導課 教育センター

②郵送で申し込む場合

(送付先) 〒576-0052 大阪府交野市私部2-29-1

指導課 教育センター

☎ 072(892)8627

※持参もしくは郵送以外は受け付けませんのでご了承ください。

※登録用紙は、市教育委員会 HP(「会計年度任用職員(臨床心理士、公認心理士)登録者の募集について」のページ)からダウンロードできます。

※登録完了については特にお知らせいたしませんのでご了承ください。

※提出書類に不備があるときは、お返しする場合があります。

※提出書類は一切お返ししません。なお、登録に関して提出された個人情報は、選考試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

※登録の有効期間は、申込日の属する月を1月目とし、12ヶ月(1年間)となります。

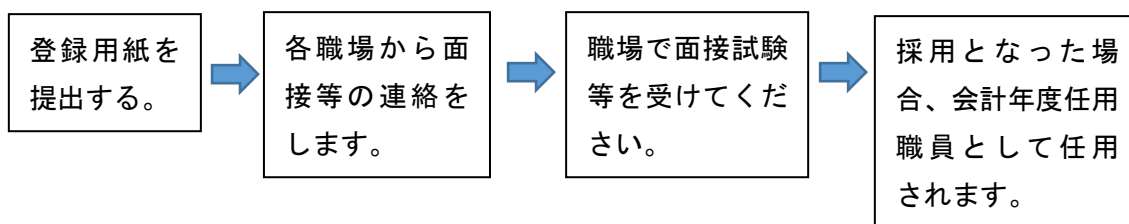
(例)令和2年4月10日 申込 → 令和3年3月31日 有効期間満了

※登録内容を変更したい場合、登録を取り消したい場合は、登録用紙を再度提出してください。

※住所や連絡先等の登録内容に変更が生じた場合、届出がないと面接等のご連絡ができませんので、ご注意ください(お電話でのご連絡では受け付けできません)。

※登録内容変更後の任用希望登録の有効期間は変更の申込日から1年間です。

【採用までの流れ】



▶勤務条件は次のとおりです。

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
職種	臨床心理士、公認心理士
業務内容	カウンセリング等 ※詳細については面接時にご確認ください。
任用期間	一会計年度で、採用の日から同日の属する会計年度の末日まで ※勤務実績が良好な場合は2回まで再度の任用を行うことがあります(最長3年)。
条件付採用期間(試用期間)	1か月(再度の任用の場合も同様)
勤務時間等	1 始業(9時00分) 終業(17時15分) 2 休憩時間(45分) 3 時間外勤務の有無(有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 4 休日勤務の有無(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)
基本給	【参考】臨床心理士、公認心理士として週30時間勤務した場合 月額：約20万円 ※引き続き本市職員としての経験年数に応じて、一定の範囲で加算があります。
その他の給与及び費用弁償	期末手当、時間外勤務報酬、通勤費用弁償等 ※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。 【参考】臨床心理士、公認心理士として週30時間勤務した場合 期末手当 年間約50万円(初年度は約30万円)
休日	土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日 ※職務内容等によって異なる場合がありますので、面接時にご確認ください。
休暇	年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)
勤務地	交野市教育委員会指導課及び交野市教育センター等
福利厚生	健康保険(協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償・労働者災害補償等 ※一定の勤務要件等を満たす場合に加入します。
服務	地方公務員法に規定する服務(①服務の根本基準、②服務の宣誓、③法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、④信用失墜行為の禁止、⑤秘密を守る義務、⑥職務に専念する義務、⑦政治的行為の制限及び⑧争議行為等の禁止)・懲戒等の規定の対象となります。

	<p>なお、営利企業への従事(兼業)を行うことは原則としてできませんが、以下の場合には認められないことがありますので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって交野市の信用を損なうおそれがある場合
--	---

【よくあるご質問】

質問 1. 会計年度任用職員制度とはどのような制度ですか？

→令和 2 年 4 月の法改正を受けて、これまで臨時的任用職員(アルバイト)や非常勤職員として任用してきた事務補助などの職種について、新たに「会計年度任用職員」として任用することになりました。

この制度改正によって、臨時・非常勤職員の方々についても、一定の条件を満たす場合には、新たに休暇・休業の制度が整備され、期末手当が支給できることになりました。

質問 2. 任期の更新はありますか？

→任期は年度ごとに 1 年以内ですが、勤務実績等が良好な場合は 2 回まで同じ職場で再度の任用を行います。

質問 3. 会計年度任用職員として同じ職場で 2 回再度任用された後は登録制度への応募はできないのですか？

→会計年度任用職員として 2 回再度任用された後も登録制度に応募いただくことができます。

質問 4. 登録制度以外に会計年度任用職員になる方法がありますか？

→本登録制度において人材が確保できない場合や特定の知識や経験を必要とする職種については、各所属においてハローワークや市 HP 等を通じて直接募集を行うことがあります。

質問 5. ボーナスは支給されるのですか？

→令和 2 年 4 月に会計年度任用職員に採用された場合は、期末手当が年 1. 6 9

月分支給されます。(6月:0.39月分、12月:1.3月分)また、継続して勤務した場合は、翌年度から、年2.6月分支給されます。

※週15.5時間未満の勤務又は6月未満の任用の場合は、期末手当は支給対象となりません。

質問6. 他にはどのような給与が支給されるのですか？

→地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬・通勤手当や旅費に相当する費用弁償が職種や勤務状況等に応じて支給されます。